

# 他都市の「危機管理」規定

「自助、共助」に関する規定がある条例

※平成25年4月1日～平成30年2月末に制定されたもの

番号	自治体名	条文	構成
1	青森県十和田市	(危機管理) 第18条 市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化に努めます。 2 市は、市民及び関係機関と相互に連携し、協力しながら、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。	第1章 総則(第1条-第3条) 第2章 私たちのめざすまち(第4条) 第3章 子ども(第5条) 第4章 市民(第6条・第7条) 第5章 議会及び議員(第8条-第10条) 第6章 市長及び職員(第11条・第12条) 第7章 地域経営(第13条-第18条) 第8章 情報の共有(第19条-第21条) 第9章 市民の市政への参加(第22条・第23条) 第10章 施行後の検証及び見直し(第24条・第25条) 第11章 雑則(第26条)
2	静岡県掛川市	(危機管理) 第20条 市長等は、災害等から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応が可能な危機管理体制を整備するとともに、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関との協力、連携及び相互支援を図るものとする。 2 市民等は、日常生活においては災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては自らの安全確保を図るとともに、相互に協力し、助け合うよう努めるものとする。	第1章 総則(第1条-第3条) 第2章 自治の基本理念及び基本原則(第4条・第5条) 第3章 自治の主体 第4章 市政運営の原則(第12条-第23条) 第5章 協働によるまちづくり(第24条-第26条) 第6章 住民投票(第27条) 第7章 広域連携及び交流(第28条) 第8章 条例の検証及び見直し(第29条)
3	福岡県糸島市	(安全・安心の確保及び危機管理体制の整備) 第25条 市民及び市は、協働によって、安全で安心な生活を確保するよう努めなければならない。 2 市は、災害による緊急事態に的確に対応するため、日頃から危機管理体制を整備し、あわせて国、県、その他の地方公共団体、法人等と連携するよう努めなければならない。 3 市民は、日頃から災害に備え、自主防災組織の継続的な活動に取り組み、緊急事態が発生したときは、自らの安全確保を図り、あわせて相互に協力し、市と連携するよう努めなければならない。	第1章 総則(第1条-第3条) 第2章 基本理念(第4条) 第3章 情報共有(第5条-第9条) 第4章 権利及び責務(第10条-第17条) 第5章 住民による自治(第18条-第23条) 第6章 協働(第24条-第27条) 第7章 市政(第28条-第34条) 第8章 雑則(第35条)
4	兵庫県西脇市	(危機管理) 第33条 市は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に災害等の不測の事態に備えるとともに、的確に対応するための体制を整備しなければなりません。 2 市は、災害等の発生時には、市民及び関係機関と連携し、速やかに状況を把握し、的確に対処しなければなりません。 3 市民は、災害等の発生時には、自らの安全を確保するとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力して対処しなければなりません。	第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 基本理念及び基本原則(第3条・第4条) 第3章 情報の共有(第5条-第8条) 第4章 参画と協働(第9条-第11条) 第5章 住民投票(第12条・第13条) 第6章 地域自治組織等(第14条・第15条) 第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等 第8章 市政運営(第25条-第38条) 第9章 連携(第39条-第41条) 第10章 条例の位置付けと見直し(第42条・第43条)
5	東京都調布市	(危機管理) 第16条 市は、他の地方自治体、国その他の関係機関及び市民との連携及び協力により、緊急時に的確に対応する危機管理体制を整備し、市の機能を維持するとともに、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。	第1章 総則(第1条から第3条) 第2章 自治の基本理念(第4条) 第3章 市民、市議会及び市長の役割(第5条から第7条) 第4章 市政運営の基本原則(第8条から第19条) 第5章 雑則(第20条・第21条)
6	愛知県岩倉市	(危機管理及び災害等緊急時の対応) 第23条 市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう、災害等に対する意識を高め、自主的な防災に努めるものとします。 2 市は、災害等の緊急時には、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行うものとします。 3 執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとします。	第1章 総則(第1条-第4条) 第2章 市政の主体(第5条-第9条) 第3章 協働の仕組み(第10条-第13条) 第4章 市政の運営(第14条-第24条) 第5章 条例の実効性の確保(第25条)
7	大分県臼杵市	(危機管理) 第21条 行政は、災害等の緊急の事態に備え、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、危機管理体制を確立しなければならない。 2 行政は、緊急の事態にあたっては、市民及び関係機関等と自助・共助・公助の精神に基づいた連携及び協力を図るものとする。	第1章 総則 第2章 基本理念及び基本原則 第3章 まちづくりを担う主体の役割等 第4章 行政運営 第5章 市民参画等 第6章 支え合うまちづくり 第7章 この条例の位置付け
8	大分県杵築市	(安全の確保) 第13条 行政は、危機管理体制の整備を図り、暮らしの安全を最優先させます。	第1章 総則(第1条-第5条) 第2章 市民の権利と責務(第6条-第8条) 第3章 行政の役割と責務(第9条-第18条) 第4章 議会の役割と責務(第19条-第22条) 第5章 連携と協力、改正等(第23条・第24条)
9	兵庫県姫路市	(危機管理) 第14条 市長等は、住民等の生命、身体及び財産を保護するための体制を整備するとともに、災害等による緊急事態の対応に当たっては、住民等及び関係機関と連携及び協力をし、相互に支援を行うものとする。	第1章 総則(第1条-第5条) 第2章 住民等・議会・市長等 第3章 行政運営の基本原則(第12条-第21条) 第4章 参画と協働 第5章 国、他の地方公共団体等との連携・協力(第30条・第31条) 第6章 条例の見直し(第32条)
10	北海道恵庭市	(安全で安心なまちづくり) 第28条 市は、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、防災や防犯、交通安全を推進し、地域における安全意識を高め、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図ります。 2 市は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害などに備えて危機管理体制を整備するとともに、災害に強いまちづくりを推進します。	第1章 総則(第1条-第4条) 第2章 市民(第5条・第6条) 第3章 議会及び議員(第7条・第8条) 第4章 市長、執行機関及び職員(第9条-第11条) 第5章 協働のまちづくり(第12条-第16条) 第6章 情報の共有(第17条-第20条) 第7章 行政運営(第21条-第28条) 第8章 国、北海道及び他の市町村との連携(第29条) 第9章 条例の見直し(第30条)

番号	自治体名	条文	構成
11	岐阜県郡上市	(危機管理) 第25条 市長等は、市民の安全安心に努めるとともに、市民の安全確保のため緊急事態に対処できる体制の充実、強化に努めます。 2 市民は、災害等に備え、地域で互いに協力して対応できるような体制づくりに努めるとともに、災害発生等、緊急時には自らの安全確保に努めます。	第1章 総則 第2章 基本理念 第3章 基本原則 第4章 市民の権利及び責務 第5章 議会及び市長等の役割と責務 第6章 参画及び協働 第7章 住民投票 第8章 市政の運営
12	北海道小樽市	第10章 安全で安心なまちづくり 第32条 市は、市民が、それぞれの地域において安全で安心な生活が営めるよう、防犯活動、交通安全運動その他の安全で安心なまちをつくる取組(以下「安全で安心なまちづくり」といいます。)を推進するとともに、自然災害その他の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行います。 2 市は、前項の規定に関して、地域住民、関係機関等と連携し、協力するとともに、市民意識の向上に努め、必要な情報提供を行います。 3 市民は、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、日常的に災害に備える意識を高め、自ら防災対策を講ずるほか、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めます。	第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 まちづくりの基本原則(第3条・第4条) 第3章 情報の共有(第5条―第7条) 第4章 参加及び協働(第8条―第11条) 第5章 市民(第12条―第14条) 第6章 議会及び議員(第15条・第16条) 第7章 市長及び職員(第17条―第19条) 第8章 行政運営(第20条―第30条) 第9章 魅力あるまちづくり(第31条) 第10章 安全で安心なまちづくり(第32条) 第11章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力(第33条・第34条) 第12章 条例の位置付け等(第35条・第36条)
13	北海道旭川市	(危機管理) 第19条 市は、市民等の安全と安心を確保するため、災害、事故その他の危機の発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。 2 市は、危機の発生時には、市民等、関係機関、国及び他の地方公共団体と連携を図り、協力して速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない。 3 市民等は、日頃から危機に対し備えるとともに、危機の発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うよう努めるものとする。	第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 基本理念及び基本原則(第3条・第4条) 第3章 まちづくりの担い手 第4章 市民主体のまちづくり 第5章 地域主体のまちづくり(第14条) 第6章 健全な市政運営によるまちづくり(第15条―第19条) 第7章 広域連携によるまちづくり(第20条) 第8章 その他(第21条)
14	佐賀県佐賀市	(災害等への対応) 第24条 市長は、災害その他の緊急を要する事態(以下「災害等」という。)から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するため、市民による自主的な防災組織その他関係機関と連携するとともに、これらを活用した危機管理体制を確立し、適切な運用に努めなければならない。 2 市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図るとともに、近隣における市民相互の助け合いに努めるものとする。	第1章 総則(第1条―第5条) 第2章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務(第6条―第12条) 第3章 情報共有、市民参加及び協働(第13条―第25条) 第4章 市政運営(第26条―第29条) 第5章 国及び他の地方公共団体との関係等(第30条・第31条) 第6章 条例の検証(第32条・第33条)
15	大分県日田市	(危機管理) 第26条 市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備しておかなければならない。 2 市長等は、災害等の発生時において、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに他の自治体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。 4 地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。	第1章 総則(第1条―第4条) 第2章 市民の権利及び責務等(第5条―第8条) 第3章 市議会の責務等(第9条・第10条) 第4章 市長及び職員の責務(第11条・第12条) 第5章 市政運営(第13条―第20条) 第6章 市民参画及び協働(第21条―第26条) 第7章 連携(第27条・第28条) 第8章 条例の見直し(第29条)
16	福島県白河市	第6章 危機管理 (自助、共助及び公助) 第25条 市民、市議会及び市は、災害等の発生時には、市民一人ひとりの自覚に基づいた自助、地域で支え合う共助及び公助の機関による公助を理念とし、自らの役割を果たすよう努めるものとします。 (危機管理体制の整備) 第26条 市は、災害等不測の事態に備えて、国、県、他の自治体、関係機関等との連携及び協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備するものとします。 2 市民は、地域のつながりを深め、災害等の発生時には相互に支え合います。 (災害に強いまちづくりの推進) 第27条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとします。	第1章 総則(第1条―第5条) 第2章 市民、市議会及び市の役割等(第6条―第11条) 第3章 情報の共有(第12条―第14条) 第4章 市民参画及び協働(第15条―第18条) 第5章 市政運営(第19条―第24条) 第6章 危機管理(第25条―第27条) 第7章 条例の検証(第28条)
17	栃木県大田原市	(危機管理：非常事態に際し市民を守るために) 第15条 市は、災害等の緊急の事態において、その影響を最小にとどめるよう、市民、関係機関等との連携及び協力のもと、体制を整備しなければならない。	章無し
18	栃木県下野市	(危機管理) 第30条 市は、市民の生命及び財産を守るために、災害等の緊急時を想定した危機管理体制の構築に努めなければならない。 2 市民及び市は、災害等の緊急時には、協力して対応しなければならない。 3 市は、災害等の緊急時における市民との連携が有効に機能するように、定期的に市民及び議会と協議して役割分担、仕組みづくり及び環境づくりについての見直しに努めなければならない。 4 市民は、災害等の緊急時には、まず自助及び共助ができるように、日頃から地域内の連携を図るものとする。	第1章 総則 第2章 自治の基本理念及び基本原則 第3章 市民及びコミュニティ組織 第4章 議会 第5章 行政 第6章 参加及び協働 第7章 連携及び交流 第8章 条例の実効性の確保
19	岩手県滝沢市	(危機管理体制の確立) 第25条 市は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機動的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図らなければならない。 2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣自治体との連携強化に努めるものとします。 3 地域コミュニティは、災害等の発生時において、自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処することができるよう日頃から地域での信頼及び交流関係を築くよう努めるものとします。 4 市は、前項における地域コミュニティの活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に支援するものとします。	第1章 総則(第1条―第3条) 第2章 理念及び原則(第4条―第6条) 第3章 協働による地域づくり(第7条・第8条) 第4章 地域づくりの推進(第9条―第12条) 第5章 地域コミュニティの運営(第13条―第15条) 第6章 行政運営の原則(第16条―第21条) 第7章 議会運営の原則(第22条―第24条) 第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携(第25条・第26条) 第9章 権利及び責務(第27条―第30条) 第10章 公正及び信頼の確保(第31条―第33条) 第11章 条例の実効性の確保等(第34条―第36条)
20	埼玉県ふじみ野市	(危機管理) 第28条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、市民及び関係機関等と連携し、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態等(次項において「災害等」という。)に的確に対応するための体制を整備するものとする。 2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から自らが果たすべき役割を認識した上で地域での交流に努め、相互に協力して災害等に対処するものとする。	第1章 総則 第2章 自治の基本理念及び基本原則 第3章 市民の権利及び責務 第4章 市議会及び市議会議員の責務 第5章 市長及び市の職員の責務 第6章 市民によるまちづくり 第7章 住民投票 第8章 市政運営 第9章 国、県及び他の地方公共団体等との連携及び協力 第10章 見直し及び改正 第11章 補則

番号	自治体名	条文	構成
21	埼玉県戸田市	(情報の共有) 第18条 行政は、積極的な情報提供とともに、市民の知る権利を保障し、保有する情報を原則として公開します。 2 市民及び行政は、災害等の緊急時に共助が円滑に行われるよう、互いに必要最小限の個人情報を提供できる環境を醸成するよう努めます。	第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 まちづくりの基本原則(第4条—第7条) 第3章 市民(第8条—第10条) 第4章 議会(第11条) 第5章 行政(第12条—第16条) 第6章 まちづくりの仕組み(第17条—第19条) 第7章 実効性の確保(第20条・第21条)
22	静岡県焼津市	(大地震等自然災害への備え) 第26条 市長等は、大地震等自然災害の発生に備えて、市の機能を維持・継続できるように体制整備をするとともに、計画を策定し、それを有効に活用できるようにします。 2 市民は、日頃から防災に関心を持ち、自ら備えるほか、大地震等自然災害の発生に際しては、地域での活動が大きな役割を果たすことを理解し、日頃から地域での訓練などの活動を行い、災害に強い地域づくりに努めます。 (大地震等自然災害以外の非常事態への対応) 第27条 市民、議会及び市長等は、大地震等自然災害以外の重大な事故、事件、感染症の拡大その他の非常事態に対しても適切な対応が行えるように日頃から事前の準備に取り組みます。	第1章 総則(第1条—第4条) 第2章 市民が尊重されること及び守ること等(第5条—第10条) 第3章 議会及び議員の役割及び責務(第11条・第12条) 第4章 市長等及び職員の役割及び責務(第13条・第14条) 第5章 市民参加及び協働(第15条—第18条) 第6章 市政運営(第19条—第24条) 第7章 他の自治体との連携及び協力(第25条) 第8章 危機管理(第26条・第27条) 第9章 条例の実効性の確保及び見直し(第28条—第30条)
23	岐阜県関市	(危機管理) 第17条 行政は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関と連携し、危機管理を行います。	第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 基本原則(第4条) 第3章 市民の権利、役割及び責務(第5条—第9条) 第4章 議会の責務(第10条) 第5章 行政の責務(第11条—第13条) 第6章 市政運営(第14条—第17条) 第7章 情報の共有等(第18条—第20条) 第8章 参画及び協働(第21条—第27条) 第9章 国、県その他の自治体との協力等(第28条・第29条) 第10章 関市自治基本条例推進審議会(第30条) 第11章 その他(第31条)
24	新潟県十日町市	(危機管理) 第19条 行政は、市民と連携し、災害その他の緊急事態に備え機動的に対応できる環境の整備に努めなければならない。 2 防災に関し必要な基本的事項は、別に条例で定める。	第1章 総則 第2章 基本原則 第3章 市民 第4章 市議会 第5章 行政 第6章 行政運営 第7章 協働 第8章 まちづくり 第9章 地域自治 第10章 住民投票 第11章 国、県等との連携 第12章 雑則
25	北海道岩見沢市	(危機管理) 第17条 市長は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態(以下「災害等」といいます。)に的確に対応するための体制を整備しなければなりません。 2 市長は、災害等の発生時には、市民、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければなりません。	第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 市民(第6条—第9条) 第3章 議会及び議員(第10条・第11条) 第4章 市長及び職員(第12条・第13条) 第5章 市政運営(第14条—第17条) 第6章 情報共有(第18条—第20条) 第7章 市民参加(第21条—第23条) 第8章 協働及びコミュニティ(第24条・第25条) 第9章 住民投票(第26条) 第10章 連携及び協力(第27条) 第11章 条例の見直し等(第28条・第29条)
26	青森県弘前市	(危機管理体制の確立) 第20条 議会及び執行機関は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。 2 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。	第1章 総則 第2章 まちづくりの主体とその役割等 第3章 協働の推進 第4章 まちづくりの仕組み 第5章 条例の実効性の確保
27	愛知県愛西市	(危機管理) 第36条 市長等は、災害等不測の事態に備えて、市民、関係機関との連携により、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備します。 2 市民は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。	第1章 総則(第1条—第4条) 第2章 各主体の権利、権限及び責務(第5条—第15条) 第3章 コミュニティの形成(第16条—第22条) 第4章 市政運営と市民参画(第23条—第36条) 第5章 他の自治体等との連携(第37条) 第6章 最高規範性(第38条) 第7章 条例の運用と点検、検証(第39条・第40条) 第8章 条例の改正(第41条)
28	茨城県龍ヶ崎市	(危機管理) 第30条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、危機管理体制を整備しなければならない。 2 市長は、市民及び関係機関との連携及び協力を図り、災害等に備えなければならない。 3 市民は、平常時から自己の安全確保に努めるとともに、地域の安全の確保のため相互に協力して災害等に備えるものとする。	第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 まちづくりの基本理念(第4条) 第3章 まちづくりの担い手 第4章 情報共有(第16条・第17条) 第5章 参加(第18条—第22条) 第6章 市政運営(第23条—第33条) 第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力(第34条・第35条) 第8章 条例の検討及び見直し(第36条)
29	北海道釧路市	(危機管理) 第20条 市民及び市は、災害その他非常の事態の発生時において、協働により迅速かつ適切に対処することができる態勢の確立に努めなければならない。	第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 権利及び責務(第6条—第11条) 第3章 コミュニティ(第12条) 第4章 情報共有(第13条—第15条) 第5章 市民参加及び協働(第16条—第22条) 第6章 行政運営(第23条—第28条) 第7章 この条例の見直し(第29条)
30	岐阜県山県市	第6章 危機管理 (危機管理体制の確立) 第21条 市長は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、市民及び関係機関との連携を図り、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するものとする。 2 市民は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、相互に協力して災害等に対応するよう努めるものとする。	第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 権利と責務(第6条—第9条) 第3章 参画と協働(第10条—第14条) 第4章 情報共有(第15条・第16条) 第5章 行政運営(第17条—第20条) 第6章 危機管理(第21条) 第7章 まちづくり基本条例審議会(第22条) 第8章 その他(第23条)

番号	自治体名	条文	構成
31	千葉県茂原市	(危機管理) 第31条 市は、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民等及び関係機関と連携を図るものとします。	第1章 総則(第1条—第4条) 第2章 情報の共有(第5条—第8条) 第3章 参加(第9条—第14条) 第4章 地域におけるまちづくり(第15条—第17条) 第5章 協働(第18条) 第6章 議会運営の基本原則(第19条—第21条) 第7章 行政運営の基本原則(第22条—第32条) 第8章 実効性の確保(第33条)
32	青森県青森市	(危機管理体制の確立) 第二十四条 市長等は、市民の生命並びに市民の身体及び財産を保護するため、危機管理体制の確立と市民の自助及び共助の意識醸成を図るものとする。	第一章 総則 第二章 まちづくりの基本理念 第三章 まちづくりの基本原則 第四章 まちづくりの主体の責務 第五章 住民投票 第六章 市政運営 第七章 条例等の見直し
33	岐阜県羽取市	(危機管理) 第23条 市長等は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、機動的な危機管理体制の確立に努めるとともに、災害等の発生時には、市民、議会及び関係機関と相互に連携を図り、協力して対応します。 2 地域コミュニティは、日頃から防災訓練等を行い、自らの地域における防災体制を整え、自らの地域の中で互いに助け合うよう努めます。 3 市民は、日頃から災害等の発生に備え、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めます。	第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 まちづくりの担い手の権利、役割及び責務(第6条—第11条) 第3章 市民参画と協働(第12条—第18条) 第4章 情報の共有(第19条—第20条) 第5章 市政運営(第21条—第24条) 第6章 条例の見直し(第25条)
34	高知県土佐清水市	(危機管理) 第19条 市は、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために、市民、関係機関との連携・協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めます。 2 市民は、災害等の発生において、自分たちの生命は自分たちで守ることを基本に、自分たちの果たす役割を認識し、ともに協力して、災害に強い地域づくりに努めます。	第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 基本理念(第4条・第5条) 第3章 それぞれの役割(第6条—第11条) 第4章 行政運営(第12条—第16条) 第5章 参画(第17条・第18条) 第6章 危機管理(第19条) 第7章 環境保全(第20条) 第8章 改善及び見直し(第21条・第22条)
35	福島県会津若松市	(危機管理) 第19条 市長等は、市民等の生活の平穏を守るため、災害等の危機に的確に対応するための体制を整備するとともに、その体制が機能するよう周知を図るものとする。 2 市民等は、災害等の発生時において、自らの安全の確保を図るとともに、相互に協力して災害等への対処に努めるものとする。 3 市民等、議会及び市長等は、危機管理の意識の高揚に努めるものとする。	第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 まちづくりの主体としての役割及び責務(第4条—第7条) 第3章 情報共有によるまちづくり(第8条—第10条) 第4章 参画及び協働によるまちづくり(第11条—第15条) 第5章 市政運営(第16条—第19条) 第6章 国、他の自治体等との連携及び協力(第20条) 第7章 条例の検証(第21条)
36	秋田県大仙市	(危機管理) 第18条 市は、市民の生命、財産を災害から守るため、災害に強いまちづくりを総合的に推進します。 2 市民は、地域のつながりを深め、災害等の発生時には、相互に支え合います。 3 市は、市民が冬期間においても安全・安心に生活することができるよう、市民と協働で雪対策に取り組みます。 4 市は、災害等の不測の事態に備えて、国、県、他の自治体、関係機関との連携及び協力により、総合的、かつ、機動的な危機管理体制を整備します。	第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 まちづくりの主体(第4条—第9条) 第3章 市民参画の推進(第10条) 第4章 協働の推進(第11条) 第5章 情報共有(第12条—第14条) 第6章 市政運営(第15条—第25条) 第7章 住民投票(第26条) 第8章 条例の位置付けと見直し(第27条・第28条)
37	兵庫県尼崎市	(危機管理) 第22条 市長は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保並びに危機管理の意識の向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理体制を強化するため、市民、事業者、関係機関等との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。	第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 市民の権利及び責務(第6条—第8条) 第3章 市議会等の役割及び責務(第9条・第10条) 第4章 執行機関の責務等(第11条—第13条) 第5章 市政の原則及び制度(第14条—第22条) 第6章 情報の共有(第23条—第25条) 第7章 市民参画(第26条・第27条) 第8章 地域コミュニティ活動(第28条) 第9章 住民投票(第29条) 第10章 国、県等との連携(第30条) 第11章 条例の見直し等(第31条・第32条)
38	長崎県安曇野市	(危機管理) 第23条 市議会及び市は、自然災害、重大な事故又は事件、感染症の拡大その他の非常事態に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保に努めるものとする。 2 市議会及び市は、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関等と協力及び連携を図るものとする。 3 市民は、相互の支え合いを基本に危機に備え、危機の発生に際しては互いに助け合うものとする。	第1章 総則 第2章 市民の権利及び責務 第3章 市議会の役割及び責務 第4章 市の役割及び責務 第5章 市政運営 第6章 危機管理 第7章 区 第8章 住民投票
39	福岡県太宰府市	(危機管理) 第27条 市長等は、市民及び来訪者等の安全を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、防災・減災の基盤整備を行うとともに、危機管理体制を整備しなければならない。 2 市民は、日頃から災害等の発生に備え、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。 3 コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。 4 市長等は、災害等の発生時及びその前後において、市民及び来訪者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、コミュニティ及び関係機関並びに他の地方公共団体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。	第1章 総則(第1条—第4条) 第2章 市民(第5条—第8条) 第3章 議会(第9条・第10条) 第4章 市長等(第11条・第12条) 第5章 コミュニティ(第13条) 第6章 市民参画の原則(第14条—第17条) 第7章 市政運営の基本原則(第18条—第28条) 第8章 条例の見直し(第29条)
40	福島県喜多方市	(危機管理) 第16条 市は、市民等の生命、身体及び財産を守るため、不測の事態に備え、的確かつ機動的な対応ができるよう、危機管理体制の整備を図るものとする。	第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 自治の基本理念(第4条) 第3章 自治の基本原則(第5条—第8条) 第4章 市民、市議会及び市長等の役割(第9条—第12条) 第5章 市政運営(第13条—第21条) 第6章 自治の推進に関する仕組み(第22条・第23条)